

## 新たな歳出区分による事前調査について

### 1. 新たな歳出区分の考え方

第2回検討会の際に暫定的に示した346の歳出小区分、40の歳出中区分、10の歳出大区分について、事務局において現行の決算統計との関係等を精査した結果、359の暫定的な歳出小区分、47の歳出中区分、8の歳出大区分に整理した。

なお、359の暫定的な歳出小区分のうち、192の区分については、平成23年度決算から実施している『「社会保障施策に要する経費」に関する調査』において把握している項目と同じものとしている。

#### <論点>

- ・ この359の暫定的な歳出小区分のうち、事前調査において把握の対象とする歳出小区分については、以下の観点から選出することとしてはどうか。

【観点1】政策的な観点から「見える化」する必要性が高い経費

- 社会保障経費調査の192の区分

【観点2】社会保障経費の192の区分を除く歳出小区分（167区分）のうち、以下のメルクマールをいずれも満たすもの

- ① 規模が大きな経費（暫定的な歳出小区分のうち、決算額が上位100【P】の経費）
- ② 多くの地方公共団体において計上している経費（75%【P】以上の地方公共団体が計上している経費）

- 71の歳出小区分【P】

⇒ 上記の観点を満たす経費を選定したところ、地方単独事業（ソフト）の決算額全体の9割程度【P】（263の歳出小区分【P】）を説明できることとなる。

## 2. 新たな歳出区分に関して調査する内容

事前調査に当たっては、決算額と合わせて、法令との関係や貸付金を始めとする性質別経費等を把握することが必要となる。

### <論点>

- ・ 決算額と合わせて、以下の情報を把握することとしたいが、これ以外に何か把握すべき情報はあるか。

- ① 各歳出小区分に対応する関係法令
- ② 貸付金を始めとする性質別経費の内訳

## 3. 事前調査の記載要領の作成に当たって留意すべき事項

事前調査の記載要領においては、調査の対象となる地方単独事業と補助事業の区分の考え方、複数の事業の実施において共通的に利用している事務費計上方法等について、各地方公共団体に明確に示す必要がある。

### <論点>

- ・ 記載要領においては、調査の対象となる地方単独事業と補助事業の区分の考え方、複数の事業の実施において共通的に利用している事務費の計上方法について、以下の通り示すことが考えられるが、この他にも記載要領の作成に当たって留意すべき事項はあるか。

(記載要領のイメージ 抜粋)

#### 【調査の対象となる地方単独事業について】

- 市町村の単独事業費と補助事業費の区分に関する基本的な考え方は以下のとおりである。
  - ア 単独事業費に計上するもの
    - A：市町村が国庫支出金を財源とせずに行う事業の経費
    - B：市町村が直接又は都道府県を通じて交付を受ける国庫支出金を財源として行う事業に対して国庫補助対象経費を超えて支出する経費
  - イ 補助事業費に計上するもの
    - C：市町村が直接又は都道府県を通じて交付を受ける国庫支出金を財源として行う事業の経費

**【複数の事業の実施において共通的に利用している事務費の扱い】**

- 各歳出小区分への決算額の計上に当たり、複数の事業の実施において共通的に利用している事務費等の計上については、以下のような計上方法により、事業の実態に即して適切に計上されたい。
  - ・各事業の決算額により按分して計上
  - ・当該事務費が最も多く使われている事業が含まれている歳出小区分に片寄せして計上
  - ・複合的な施設の管理費を面積により按分して計上
  - ・（上記によって按分することが妥当ではない場合）各歳出中区分にのみ決算額を計上

#### **4. 事前調査に合わせて各地方公共団体に確認すべき事項**

事前調査に合わせ、各地方公共団体に対して、平成30年度決算から調査をするための課題や改善点について意見を聴く必要がある。

**<論点>**

- ・ 事前調査に合わせ、各地方公共団体に対して以下の事項を確認することとしたいが、これ以外に何か確認すべき事項はあるか。
  - ① 調査表や記載要領の改善点
    - 例えば、調査表に追記すべき関係法律の有無
  - ② 各地方公共団体における決算統計システムの改修を含めた事務負担
  - ③ 「見える化」によって他団体比較を行いたい経費（歳出小区分として把握したい経費）